

## 第2章 豊かな自然環境の保全・再生 と生物多様性の確保

### 第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

#### 1. 現況と課題

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでいます。こうした生物の違いは、遺伝子、種、そして\*生態系という、それぞれのレベルで捉えることができ、「\*生物多様性」と呼んでいます。生物多様性は、その場所の環境や生物間のつながりのもとで、長い進化の歴史の中で育まれてきたものです。

千葉県は、海域では、北限の造礁サンゴや南限のサケの遡上等が見られ、また陸域では、南からの常緑広葉樹林と北からの落葉広葉樹林とが混在するなど、南北の動植物が出会う多様な生態系が育まれています。また、伝統的な農林漁業とともに育まれてきた\*里山、\*里海には、人間活動と調和しながら多くの生物が共存し、その多様性を高めて来たと言えます。

しかしながら、近年、宅地開発等の人間の活動や、逆に里山林放置等の人間による自然への働きかけの減少、さらには\*外来種の影響などにより、自然環境が変化し、生物多様性の劣化が進んでいます。絶滅のおそれのある野生動植物をリスト化した\*レッドデータブックには、多くの種類が記載されています。

これらに加えて、地球温暖化による地球規模での生物多様性への影響が懸念されています。地球温暖化は、海水面の上昇による干潟・砂浜の消失や、気温・降水量の急激な変化をもたらし、これに適応できない多くの生物種が絶滅するおそれがあります。

生物多様性は、私たちに食料・水・燃料・木材・繊維・遺伝子資源等の物資や、気候調整、土壌の形成、土壌侵食の防止、レクリエーションの場、文化的な価値等を提供しており、これを保全して

いくことは、人類が生存していくための基盤を守っていくことです。

このため、県では19年度に「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を理念として掲げる「生物多様性ちば県戦略」を、多くの県民参加のもとで策定しました。

この戦略は、生物多様性の「保全・再生」、「持続可能な利用」、「研究・教育」の3つの取組と「取組を支える基盤整備」を柱に、本県の特性を踏まえ、多様な主体による「取組の基本的な方向」と具体的な「県の取組」を示しています。

今後、この戦略を踏まえて県民、NPO等の民間団体、市町村、県等が一体となった地域レベルでのきめ細かな対策を進めていくことが必要です。

#### (1) 自然環境の概要

本県は本州のほぼ中央に位置し、太平洋に突き出た半島で、三方を海に囲まれ、北は利根川、江戸川を境に他都県と接しています。気候はおおむね温暖な海洋性気候ですが、北部にはやや内陸性気候のところもあります。年間降水量は北部では1,300～1,600mm程度、南部では2,000mmを超える多雨地帯もあります。

房総半島を地形から大別すると平坦な北総台地、海拔100～300mの尾根が連なる南部丘陵地、海岸沿いの低地からなります。地層は大部分が新生代のもので、北は未固結の第四紀層、南は半固結の第三紀層に分けられます。火成岩は嶺岡山塊にハンレイ岩、蛇紋岩、玄武岩などが、銚子の利根川河口付近には古銅輝石安山岩が見られます。銚子で露出している中生層は本県でみられる最も古い地層であり、西に行くに従って地下にもぐり房総半島の基盤岩を形成しています。

森林は県土の3分の1を覆い、植生帯としては照葉樹林帯に属しますが、自然林は県土の0.5%を占めるのみで、ほとんどが南部丘陵に分布しています。北部にはスギ、ヒノキ等の人工林が、中部にはクヌギ、コナラ等の二次林が多く分布しています。南部丘陵の稜線付近には通常冷温帯林に属するツガ・ヒメコマツ林が見られますが、これ

は氷河期の植生の名残であるといわれています。

植物相の特徴として、沿岸部には暖流の影響を受けるため分布の北限となるハマユウ、ホルトノキ、マルバチシャノキなどがあります。

動物相は、鮮新世初期から洪積世にかけて三浦半島と房総半島の一部が陸続きであったため、南部丘陵を中心として丹沢山系との共通性が高く、天然記念物に指定されている高宕山のサル生息地におけるニホンザルをはじめニホンジカ、トウキョウサンショウウオ、カジカガエルなどが生息しています。北部は、南部に比して地質が新しいことと地形の変化が少ないことから野生動物にもあまり特徴的なものは生息していませんが、沼、河川、干潟などに飛来する鳥類はかなり豊富です。

海では暖流と寒流の影響を受けるため、館山湾を北限とする造礁サンゴや利根川を南限とする寒流系のサケなどの存在が知られています。

## (2) 土地利用から見た千葉県の特徴

我が国は、温暖で湿潤な気候に恵まれているため、人手が入らなければ陸域のほとんどの場所は森林に覆われます。農林水産省の2005年農林業センサスによると、人間活動によって都市化が進み、農地が発達している現在でも、国土の約3分の2は森林に覆われています。

それと比べて千葉県の森林の割合(林野率)は、31.5%と全国と比べ著しく低くなっています。一方、水田、畑、果樹園といった農地の割合(耕地率26.5%)や、その他の宅地などの割合(宅地ほか率42.0%)は、全国でトップクラスです。

これは、古くから人々が森林を切り開いて農地に変えるなど、県土の大部分に人手が入っていることを物語っています。つまり、森林の多くは薪炭林や用材林などとして人為的に管理され、農地とともに里山として各地に広がっています。

千葉県における生物多様性の特徴は、一つにはこうした里山の生物多様性にあります。里山は、農林漁業に伴う定期的な伐採、下草刈りなどの人為的な管理のもとで維持されてきました。そして、こうした環境のもとに特徴的な生物相が維持されてきました。

しかしながら、過疎化、担い手の減少などにより、里山の管理・利用が行われなくなり、今では各地で里山の荒廃が進んでいます。里山の生物多様性は、原生林の保護のように地域を指定して人為を排除すれば確保されるものではなく、農林漁業という人間活動と併せて保全する必要があります。

## (3) 自然環境から見た千葉県の特徴

もう一つの生物多様性の特徴は、千葉県には、海、川、湖沼、谷津田、湿地という変化に富んだ水辺環境があり、それぞれに豊かな生物多様性が維持されていることです。すなわち、干潟・浅海域・藻場が広がる東京湾、長い砂浜の九十九里海岸、海食崖や磯根が広がる太平洋岸、大河川の利根川と江戸川、各地の中小河川、印旛沼・手賀沼などの湖沼、各地に刻み込まれた谷津田、九十九里平野などに広がる低湿地です。これらでは、それぞれに特徴的な水生生物、鳥類などが見られます。また、その水が農地を潤し、豊かな漁場にもなっています。

こうした土地利用や自然環境のもとで維持されてきた千葉県の生物多様性は、個々の生物種を見た場合には固有種や氷河期の遺存種がわずかしか存在しないにもかかわらず、千葉県における生物多様性を大変特徴的なものにしてしています。

千葉県では、これまで身近な自然環境から地球全体の将来を見据えたさまざまな取組を策定し実行してきました。しかし、この対策をより強固なものとし、ふるりの自然・文化とともに豊かな生物多様性を子どもたちや未来の人びとに伝えなければなりません。そのため生物多様性の現状と課題をふまえ、今後さらに深刻さを増すと考えられる地球温暖化を一体的にとらえ、生物多様性の保全・再生とその持続的利用について総合的、実践的対策を推進することが求められており、生物多様性の県戦略を策定することとしました。

#### (4) 生物多様性ちば県戦略の概要

20年3月26日に生物多様性ちば県戦略は策定されました。

戦略では、生物多様性の保全・再生及び持続可能な利用のための取組として、200を超す県各部署の取組を示しています（P7「生物多様性ちば県戦略」参照）。

## 2. 県の施策展開

### (1) 総合的施策の推進

本県は比較的平坦な地形と首都圏に位置することなどから、生活、産業活動、余暇活動などの場として土地利用が拡大し、自然の改変が進んでいます。自然は健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、また将来へ継承していかなければならない貴重な財産であることから、優れた自然や生態系等を保全するとともに、自然の復元力の範囲内で適正な利用を図ることが必要です。

このため、「千葉県環境基本計画」及び「生物多様性ちば県戦略」に基づき、生物多様性の保全に向け、地域指定等による多様な自然環境の体系的な保全、地域の特質に応じた生態系の維持・回復、野生動植物の適正な保護管理等の対策を推進するとともに、人と自然とのふれあいの確保を推進します。

### (2) 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

県では、今後、多様な主体の連携と協働により、生物多様性の保全を推進することとしており、そのための基盤づくりとして、以下の取組を進めていきます。

- ・ 生物多様性ちば県戦略を、多様な主体の連携と協働の下で推進するため、生物多様性保全に関する包括的な条例の制定に向けて、その内容を検討します。
- ・ 千葉県における生物多様性や生物多様性ちば県戦略に基づく取組に対して、県民の関心が高まるよう、わかりやすく普及啓発を進めます。

- ・ 多様な主体の連携・協働の中核をなし、生物多様性に関する情報を一括管理し、広く情報提供するとともに、生物多様性の保全・再生にかかわる調査研究・技術開発、教育普及・現場における調査指導等を担う機関として、生物多様性センターの取組を推進します。
- ・ 地域における主体的な取組を促進するため、市町村の生物多様性保全に関する行動計画の策定指針を作成し、市町村の自主的な計画策定を支援します。
- ・ 生物多様性モデル事業を導入し、市町村やNPOによる生物多様性に関する取組を促進します。
- ・ 市町村と地域住民との協働により実施される生物多様性の保全事業や、NPO等の民間団体による自主的な里山保全・水質浄化活動等の環境保全・環境学習活動などに対して助成等を行う「ちば環境再生基金」の充実と活用を図ります。
- ・ 県民、NPO等民間団体、事業者、行政機関などの取組、イベント、助成制度など生物多様性に関する情報を収集し、各種メディアやホームページを活用して提供し、情報の相互活用を促進します

### (3) 生物多様性に関する具体的取組の推進

今後、以下のとおり、生物多様性に関する具体的取組を進めていきます。

#### ア 生物多様性の保全と再生

- ・ 原生的な優れた自然環境が残る自然公園等、人と自然の共生の中で育まれてきた里山・里海、人工的な都市環境の中にある緑地や水辺のそれぞれの特徴に応じた生物多様性保全の取組を進めるとともに、それらを相互につなげるネットワークづくりを図ります。
- ・ 希少な動植物の保護対策、外来種対策、野生鳥獣の保護管理を推進します。
- ・ 県が実施する大規模な事業について、計画段階における\*環境影響評価を実施し、その結果を計画の策定に取り込むことにより、環境に配慮します。

## イ 生物多様性の持続的な利用

- ・ 持続可能性に配慮した食料、燃料、生活資材等への生物資源の利用を進めます。
- ・ 農作物、園芸植物、家畜等の品種改良や医薬品の開発など、生物多様性がもたらす遺伝子資源の適切な利用を促進します。
- ・ きれいな空気・水・気候の調節機能、土壌の形成、土壌浸食の防止など生態系が持つ公益的機能の増進を図ります。
- ・ 人のこころを豊かにする生物や自然・文化とのふれあいを促進するため、自然公園、里山・里海等の利用や、地域の資源を活用して環境の保全を図りながら持続的な観光の振興を図る\*サステナブルツーリズムを推進します。

## ウ 生物多様性の研究と教育

- ・ 環境学習を通じ、生物多様性の重要性や私たちの日常生活や経済活動との関係についての理解を促進します。
- ・ 生物多様性から見て重要な地域の抽出、外来種の動向の把握及び対策の検討、様々な事業主体による開発計画の検討や立地選定等においてデータを活用した生物多様性保全策を講じるための仕組みづくりなど、多様な生物多様性施策を展開するため、生物多様性に関する地理情報システムを構築します。また、このシステムに蓄積されたデータをもとに、生物多様性に関する情報をわかりやすく発信します。
- ・ 県内各地に調査地点を設定し、継続的なモニタリングを実施します。調査地点の選定は、県土区分・流域区分・生態系区分等を踏まえて行います。モニタリングに当たっては、多様な主体の連携・参加を検討します。

## (4) 地球温暖化にかかわる生物多様性保全対策

- ・ 地球温暖化の防止と生物多様性の保全を一体のものとして、県民への普及啓発を進めます。
- ・ 陸域、海域それぞれについて、モニタリングや情報収集により、温暖化により生物に影響を与えると考えられる具体的な現象を早期に把握・予測します。
- ・ 地球温暖化による影響を受ける可能性が高いと考えられる種をリスト化し、その生息・生育状況を監視するとともに保護対策を検討します。
- ・ より温暖な地域からの外来種の侵入・定着の成功の可能性が高くなることから、モニタリングや情報収集を通じて、対応策を検討します。



## 第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

### 1. 現況と課題

本県には、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸、豊富な水を湛えた河川・湖沼など、個性豊かな自然環境があります。

これらの県を代表する優れた自然環境が失われることのないように保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本県においては、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園として、「南房総国定公園」と「水郷筑波国定公園」（その一部）の2つの国定公園と「県立印旛手賀自然公園」など8つの県立自然公園が指定され、その面積は28,537ha（19年度末現在）と県土面積の約5.5%を占めています。

また、「千葉県自然環境保全条例」に基づいて、優れた天然林や希少な野生動植物が生息・生育している区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを、自然環境保全地域等に指定しており、19年度末現在の指定箇所数は28、その面積は1,956haとなっています。

さらに、県内の市町村の中にも、独自に条例を定め、自然保護地区などの地域指定を行っているところがあります。

これらの中には、学術的にも貴重な原生的自然環境が残されており、それらは県における\*生物多様性の核（コア）となる場所になっています。

そのため、自然公園や自然環境保全地域等では、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為を規制するとともに、適切に利用していくための施設整備を行ってきました。

今後も、指定地域の適正な管理を行っていくとともに、必要に応じて区域の見直しを行うなど、優れた自然環境の保全に努めていかなるべきではありません。

このような新たな地域の指定については、土地利用上の制約を伴うため、土地利用者の理解と協

力を得ながら、市町村等と十分連携し進めていくことが必要です。

また、自然環境とのふれあいは、人の心を豊かにし、自然と共生する社会を築いていく大きな礎となります。

このため、自然公園等の優れた自然環境が人為的な影響により損なわれることがないように十分留意しながら、人と自然とのふれあいの場、環境について学ぶ場として、より一層活用していくことが必要です。

### （1）自然公園の指定

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき指定され、20年3月末現在、県内には2つの国定公園及び8つの県立自然公園があり、その面積は県土の約5.5%に当たります（図表2-1-1）。

自然公園は、保護と利用を内容とする公園計画に基づいて管理・整備されています。公園計画のうち保護計画は、風致景観の保護の必要度によって、特別保護地区、特別地域、普通地域、\*海中公園地区に分け、風景に支障を及ぼす行為を規制誘導することによりその地域又は地区の保護を図るものです。利用計画は、自然公園利用の中心拠点として施設を集团的に整備する\*集団施設地区及び園地、広場、駐車場等の単独施設を各地区の特性や利用度に対応しながら整備を進めるものです。

なお、10年4月から県立九十九里自然公園特別地域の海浜部において、貴重な海浜動植物を保護する車両等の乗入れ規制を実施しています。

### （2）自然環境保全地域等の指定

優れた自然環境等を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、次の3種類の保全地域を指定しており、20年3月末現在、28地域が指定され、その面積は県土の約0.4%に当たります（図表2-2-2）。

図表 2-2-1 自然公園の指定状況 (20 年3月末現在)

区分	公園名	指定年月日*	面積 (h a)	保護計画	利用計画
国定公園	南房総国定公園	S 3 3 . 8 . 1 (H 1 4 . 1 0 . 1 1)	5, 6 9 0	特別保護地区 特別地域 普通地域 海中公園地区	集団施設地区 単独施設
	水郷筑波国定公園	S 3 4 . 3 . 3 (H 1 7 . 4 . 2 2)	3, 1 5 5 (全体34,956)	特別地域 普通地域	単独施設
	計		8, 8 4 5		
県立自然公園	県立養老溪谷奥清澄 自然公園	S 1 0 . 8 . 9 (S 6 1 . 5 . 9)	2, 7 9 0	特別地域 普通地域	単独施設
	県立九十九里自然公園	S 1 0 . 8 . 9 (H 5 . 2 . 5)	3, 2 5 3	〃 〃	集団施設地区 単独施設
	県立印旛手賀自然公園	S 2 7 . 1 0 . 2 4 (H 7 . 5 . 2)	6, 6 0 6	〃 〃	単独施設
	県立高宕山自然公園	S 1 0 . 8 . 9 (S 6 3 . 1 0 . 1 1)	2, 3 4 2	〃 〃	〃
	県立嶺岡山系自然公園	S 1 0 . 8 . 9 (S 3 9 . 6 . 9)	1, 5 7 4	普通地域	—
	県立富山自然公園	S 2 6 . 3 . 3 (H 7 . 5 . 2)	6 7 6	特別地域 普通地域	単独施設
	県立大利根自然公園	S 1 0 . 7 . 5 (H 7 . 5 . 2)	5 0 3	〃 〃	〃
	県立笠森鶴舞自然公園	S 4 1 . 3 . 8 (S 6 0 . 1 . 8)	1, 9 4 8	〃 〃	単独施設
	計		1 9, 6 9 2		
合計		2 8, 5 3 7			

図表 2-2-2 自然環境保全地域等の指定状況

(20年3月現在)

地域名	地域数	面積
自然環境保全地域	9 地域	1, 7 7 3 . 7 5 h a
郷土環境保全地域	1 8 地域	1 0 5 . 3 1 h a
緑地環境保全地域	1 地域	7 7 . 3 0 h a
合計	2 8 地域	1, 9 5 6 . 3 6 h a

ア 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、地形や地質が特異な区域、希少あるいは固有な野生動植物が生息し又は生育している区域

イ 郷土環境保全地域

歴史的、郷土的に特色のある遺跡、建築物又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木、岩石、滝などと一体となって良好な自然環境を形成している区域

ウ 緑地環境保全地域

地域住民の健全な心身の保持、増進及び災害の防止などに役立つと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺などの区域

\*指定年月日欄の( )内は最終点検年月日である。

2. 県の施策展開

(1) 生物多様性保全の核(コア)となる優れた自然環境の保全

ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全  
自然公園内の優れた風景地を保護するため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき各種開発行為の規制を行っており、風致景観に支障を及ぼす一定の行為については、知事の許可(特別保護地区、特別地域及び海中公園地区)又は知事への届出(普通地域)が必要です。

さらに、建築物の建設については、「千葉県立自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、知事への許可申請等の前に、事業者と事前協議と景観等影響評価を義務付けるなど、風致景観の適正な保全に努めています。

このほか、自然公園指導員、自然保護指導員を配置し、公園区域内の巡視及び公園利用者に対する自然環境保全思想の普及啓発活動を実施しています。





ウ いすみ環境と文化のさと

「いすみ環境と文化のさと」は、身近にふれあうことのできる昆虫や小動物の生息する豊かな環境を保全するとともに、自然や郷土の文化にふれあう体験学習の場を整備し、環境に対する意識の高揚を図るために作られました。

ネイチャーセンター、昆虫広場、生態園などがあるセンター地区とホテルの里やトンボ沼などの7か所のスポット地区がいすみ市内に点在しています。

これらのスポット等を活用した年間 30 回余の自然と親しむ行事が実施されています。

**(3) 史跡名勝天然記念物の保護対策**

ア 史跡名勝天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち史跡、名勝及び天然記念物を総称して記念物といい、国、県、市町村はそれぞれの段階に応じて指定を行い、保護を図っています(図表 2-2-4)。

①史跡：貝塚、古墳、集落跡、城跡、社寺跡等で歴史の正しい理解に欠くことができないもの

②名勝：庭園、島嶼等で風致景観にすぐれ、あるいは芸術的、学術的価値の高いもの

③天然記念物：特有の動物及びその生息地、名木、巨樹、自然林、海浜植物群落、湖沼等の水草類、岩石・化石の産地、地層、洞穴等で学術上貴重で自然を記念するもの

記念物はその内容が自然環境と極めて密接な関連を有しています。また、指定行為は原則として指定時の現状を保存することを前提としており、この点で環境行政の一環に文化財の保護が関わってくるのです。

指定された各記念物の指定価値を損なう現状変更は基本的に認められておらず、厳格に保護が図られます。

図表 2-2-4 本県における記念物指定状況

(20年3月末現在)

	国	県	市町村	合計
史跡	26	80	355	461
名勝	1	5	7	13
天然記念物	16	52	176	244
合計	43	137	538	718

イ 史跡の公有化と整備

史跡はいわば歴史的環境であり、直接自然環境にかかわるものではありませんが、結果的には、その多くが良好な自然環境を維持しています。

本県では、史跡の完全な保護のために可能な限りの公有化を図るほか、歴史的環境を維持し、広く活用を図る意味で史跡公園等の形での整備を促進しています(図表 2-2-5)。

なお、この事業は市町村等が実施する事業の経費の一部を県として助成するものです。

図表 2-2-5 19年度実施事業

－史跡の公有化－

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
市川市	国	曾谷貝塚	先行取得償還
市川市	国	下総国分尼寺跡	先行取得償還
市川市	国	下総国分寺跡	先行取得償還
市川市	国	山崎貝塚	先行取得償還
佐倉市	国	本佐倉城跡	先行取得償還
酒々井町	国	本佐倉城跡	先行取得償還

－史跡の整備－

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
長柄町	国	長柄横穴群	保存整備
酒々井町	国	本佐倉城跡	保存整備
旭市	国	大原幽学遺跡	保存整備
鎌ヶ谷市	国	下総小金中野牧跡	保存管理 計画策定



#### ウ 名勝の整備

名勝は文化史的な背景をもつ風景や庭園などで、その存在は自然環境に支えられています。

したがって、その保護はそのまま自然環境の保護につながるものです。

保護対策としては、市町村等が行う保存整備事業があります（図表 2-2-6）。

また、18年3月には県指定名勝「鴨川大山千枚田」を含む鴨川市大山地域で、国の重要文化的景観の選定に向けた保存活動計画が策定されました。

図表 2-2-6 19 年度実施事業

—名勝の整備—

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
野田市	国	高梨氏庭園	保存整備

#### エ 天然記念物

天然記念物は自然そのものでもあり、名勝と同じくその保護は自然の保護でもあります。

動物の生息条件は植物以上に周辺の環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映します。

また、植物の指定は植物生態学上の視点による自然林、社叢等の指定が主流となっています（図表 2-2-7）。

図表 2-2-7 国・県天然記念物の指定状況及び分類

区分	分類	国	県	合計
動物	種	3	0	3
	生息地・発生地	3	2	5
植物	単木	4	17	21
	群落地・自生地	3	4	7
	自然林・社叢等	1	18	19
地質	化石	1	6	7
鉱物	洞穴	0	2	2
	褶曲・侵食	1	3	4
合計		16	52	68

保護対策としては、保護増殖等事業があり、この事業を市町村等が実施する場合には事業の経費の一部を県として助成するものです（図表 2-2-8）。

図表 2-2-8 19 年度実施事業

—天然記念物の保護増殖—

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
南房総市	県	岩井ノ蘇鉄	保護増殖
市原市	県	飯香岡八幡宮の夫婦銀杏	保護増殖

#### (4) その他の自然環境保全対策

##### ア 自然環境保全協定

###### (ア) 協定の概要

ゴルフ場等の開発行為をしようとする事業者と「千葉県自然環境保全条例」第 25 条の規定により、自然環境の保全を図ることを目的に協定を締結しています。

###### (イ) 協定の締結状況

20 年 9 月末における締結中の協定の総数は 160 件、協定面積合計 12,230.3 ha、緑地保全面積 6,273.2 ha となっています。

##### イ 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、「自然環境保全法」第 4 条の規定により、環境省が実施する環境保全のための基礎調査で、おおむね 5 年を周期としてとりまとめています。

18 年度は、種の多様性調査（都道府県委託）として「干潟・浅海域における生物多様性の評価方法の開発」を行いました。

環境省生物多様性センターでは 20 年度に千葉県西部の植生図作成事業を行っており、これにより千葉県全域の植生図が整備されます。

##### ウ みどりの基金の造成

水源かん養機能等の公益的機能の高い森林、良好な自然環境の保全及び都市において良好な自然的環境を形成している緑地の保全のため特に必要な土地の取得並びに緑化の普及啓発等の推進を図ることを目的に、「千葉県みどりの基金条例」に基づき、3 年度から「みどりの基金」を造成しています。

基金の造成目標額は 100 億円であり、20 年 3 月末現在の積立額は約 70 億 1,300 万円です。

### 第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

#### 1. 現況と課題

森林や農地は、農林業の営みと自然との調和を図りながら維持され、環境の保全、災害の防止、多様な生物の生息の場としての機能はもとより、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能を果たしてきました。

特に、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原などを一体的にとらえて「\*里山」と呼びますが、本県は、気候が温暖で人の立入を拒むような急峻な山岳を有していないことなどから、古くから里山が人々の暮らしを支えてきたといえます。

しかしながら、高度経済成長期以降の急激な都市化・工業化の進行により、多くの森林や農地が住宅地や工業用地などに転換されました。

さらに、農業生産方式の変化等により森林や草原の経済的な利用価値が低下したことに加え、農林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞などから、間伐等の手入れが不十分な森林や耕作を放棄された農地が増加し、\*生物多様性の劣化など森林・農地が担ってきた様々な公益的機能が低下してきています。

また、県北部の印旛沼、手賀沼等の湖沼は、内水面漁業の場や農業用の利水・古くは肥料等の源となってきたところであり、本県を取り巻く沿岸域は、多様な生物を育て良好な漁場を形成するとともに、水質を浄化し気象を緩和させる役割を果たしてきました。

こうした水辺は、里山と同じように人々が農業や漁業の営みと自然との調和を図りながら暮らしてきたところであり、「\*里沼・里海」とも呼べる空間です。

しかしながら、大規模な干拓や埋立てにより、印旛沼・手賀沼の水域は大きく減少し、東京湾岸に広がっていた干潟や浅瀬の多くが失われました。

また、九十九里浜では崖侵食防止対策の実施に

よる砂の供給の減少により海岸侵食が進んでいます。

さらに、漁業資源の低迷や漁業経営の悪化に伴う漁業従事者等の減少等により、残された沿岸域の漁場環境の悪化が危惧されています。

里山・里沼・里海は、日本の原風景として人に癒しやすさを与える空間であり、生物多様性の面からも維持・保全し、次世代に引き継いでいかなければならない県民共通の大切な財産です。

また、森林は地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収源でもあります。

このため、農林業や漁業を営む人だけではなく、県民、NPO等の民間団体、事業者、土地所有者、行政など多様な主体の参加を得てその保全と再生に取り組んでいくことが必要です。

#### (1) 森林の現状

##### ア 森林の分布

本県の森林は、58%が県南部（夷隅、君津及び安房）の丘陵地に、残り42%が県北部（市原市及び長生郡以北）の台地及び台地斜面に分布しています。

森林の所有形態は民有林（公有林、私有林）が95%と大部分を占め、国有林はわずか5%にすぎません。

民有林の内訳は、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）が7%で、私有林が93%です。

林種別には、人工林が39%、天然林が47%、その他14%です。

人工林の構成は、スギ79%、ヒノキ14%、マツ5%、その他2%で、スギの57%、ヒノキの81%が南部に分布し、マツの78%が北部に分布しています。

天然林は、その61%が南部に分布しており、大部分はシイ、カシなどの常緑樹であり、北部ではコナラなどの落葉広葉樹が主体です。

##### イ 森林面積等

本県の森林面積は、16万1,622haで全国第40位、森林率は全国平均（67%）の約半分の31%で第45位です。

森林率を地区別に見ると、東葛飾地区が最も

低く6%、夷隅地区が最も高く56%となっており、地区により著しい偏りが見られます。

県民1人当たりの森林面積は、264㎡で全国平均(1,972㎡)の約7分の1という現状にあり、地区別には東葛飾地区が1人当たり13㎡と最も少なく、夷隅地区が2,799㎡と最も多くなっています。

県の森林は、依然として都市化の進展に伴い、都市的土地利用に転換されて減少傾向にあります。

#### ウ 保安林の現状

本県の保安林は、1万8,586haで、水源のかん養、災害の防止及び保健林養等環境保全を目的として指定されています。

### (2) 農地の現状

本県の農地面積は147,489haであり、県土(約515,658ha(19年10月現在))の28.6%を占めています。

農地面積のうち、田は85,744ha、畑は61,745ha(固定資産概要調書)となっています。

9年から18年の10年間における農地の転用許可面積は7,026.1ha、市街化区域内における届出による転用面積は1,603.5haであり、8,629.6haが農地から農地以外に転用されています。

最近5年間についてみると、年平均809.2haの農地が減少していることとなります。

また、農地面積のなかには、市街化区域農地が2,961ha含まれており、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域の性格から、これらの農地は近い将来農地以外に転用されることが見込まれます。

### (3) 湖沼・沿岸域の現状

本県の湖沼・沿岸域等の公共用水域の水質は、「水質汚濁防止法」等法令の整備・強化、下水道や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設備促進等により改善してきています。

しかし、印旛沼、手賀沼、東京湾などの水の流動の少ない閉鎖性水域では、アオコの大量発生や赤潮などによる二次汚濁、貧酸素化や青潮の発生も見られ、環境基準値の達成には至っていないこ

とから、各種対策を重点的に実施しています(第4章第3節「良好な水環境の保全」参照)。

## 2 県の施策展開

### (1) 健全な森林整備・保全対策の推進

#### ア 適切な森林管理・整備の推進

森林は、木材生産等の経済的機能に加え、水源かん養、山地災害の防止、保健休養等の多面的な機能を有しており、これら諸機能の発揮を通じて県民生活に深い関わりを持っています。

県民の森林に対する要請は、水源の確保や自然環境の維持とともに、森林浴、野外レクリエーション、環境教育の場等のほか、地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の吸収源としての機能も注目されるなど、多様化かつ高度化しています。

本県の森林は、首都圏に残された貴重な緑資源であることから、県民の要請に応えるためにはその保全と適正な管理が必要です。

13年7月には森林・林業基本法の制定や森林法の一部が改正され、今後の林政の展開方向が森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展の実現を目指す政策に転換されました。

これを受け、県内の森林を重視すべき機能に応じて「\***水**土保全林」、「\***森**林と人との共生林」、「\***資**源の循環利用林」の3つに区分して、それに応じた施策を計画的に展開しています。

森林を保全し、森林の有する多面的機能を高度に発揮させ、緑豊かで潤いのある郷土をつくるために、県では次の施策を実施しています。

#### (ア) 地域森林計画

適正かつ計画的な森林施策を推進するため、全県を2つの森林計画区に分け、それぞれ5年毎に10年を1期とする\***地**域森林計画を策定しています。

また、市町村では市町村森林整備計画を策定し、民有林を重視すべき機能に応じたように区分し、地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施策を明らかにしてい



ます（図表 2-3-1）。

図表 2-3-1 民有林の区分別面積・割合

区 分	面積 (ha)	割合 (%)
水土保持林	69,014	46
森林と人との共生林	43,815	29
資源の循環利用林	38,030	25
計	150,859	100

#### (イ) 林地開発行為の規制

1 ha を超える森林の開発行為について、林地の適正な利用を確保するため、林地開発許可制度の運用により、①機能の高い森林の保全、②開発行為の目的別に一定率の残置又は造成森林（緑地）の確保、③土石採取跡地等の植林による森林への早期回復等指導の徹底を図っています。

また、産業廃棄物、残土等の違法投棄を未然に防止し森林の保全を図るため、林地監視員を配置してパトロールを実施しています。

#### (ウ) 治山事業と保安林の整備

森林の有する公益的機能の維持増進を図り、安全で住みよい県土づくりを推進するため、山崩れの復旧・予防、水源林や環境保全林の整備、海岸林の整備、地すべりの防止等の治山事業を実施しています。

また、地域森林計画に基づき、保安林の新規指定を促進するとともに、保安林の機能向上を図るための整備、改良及び保安林の巡視を実施しています。

#### (エ) 森林の整備と保護

林業の振興と森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、計画的・組織的に間伐を中心とした森林整備を促進しています。

また、森林を健全な状態に維持していくため、松くい虫の防除やサンプスギ特有の非赤枯性溝腐病の被害林の再生を推進しています。

#### (オ) 里山の保全、整備及び活用の促進

県民や里山活動団体等が主体となった活動により里山の保全、整備及び活用を促進し、良好な里山の環境を次世代に引き継ぐため、15年に

全国の都道府県に先駆けて、千葉県里山条例が制定されました。

この条例に基づき、里山の土地所有者と里山活動団体による里山活動協定の締結を促進するとともに、里山活動団体を支援するため、里山保全整備活動事業などを実施しています。

#### (カ) 県営林の育成・管理

県民ニーズに応えた幅広い活用を図るため、県営林の適正な整備を行っています。

#### (キ) 緑化の推進

県民参加によるみどりづくりを推進するため、緑の募金活動、みどりのボランティア推進事業などを実施するとともに、次代を担うみどりの少年団の育成を行っています。

#### イ 森林の持つ多様な機能の活用

県民の健康増進と青少年の健全育成を図るため、森林の持つ生物多様性の保全、地域文化の継承、野外教育や森林レクリエーション等の多様な機能を活用し提供する、県下6か所の県民の森を整備しています。

#### ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

県産木材の利用を促進し、林業の活性化を図るため、木材の合法性と産地を証明する「ちばの木認証制度」の普及・啓発に努めるとともに、県産木材利用に取り組む団体の活動への助成を行っています。また、土木工事分野での利用を促進するため、間伐材の加工場までの運搬費への支援を行っています。

さらに、これまで有効な利用手段の無かった未利用木質資源については、家畜敷料やバイオマスプラスチック、きのこ栽培用の培地としての利用を図っています。

## (2) 農村環境の保全と活用

近年、農村地域の過疎化・混住化や農業者の減少・高齢化の進展に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水路等の資源を適切に管理することが困難となってきました。

また、自然環境や食の安全などへの国民の関心の高まりを背景に、農村地域の美しい景観や豊かな自然環境の保全に対する期待や要請が高まっています。

これらを背景に、農業者のみならず、自治会や子ども会などの地域の様々な団体等が参画する活動組織が行う、農地・農業用水路等の生産基盤や農村環境の保全・向上を図る「共同活動」と、地域ぐるみで取り組む「環境にやさしい先進的営農活動」に対して一体的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」が19年度からはじまりました。

共同活動は、42市町村（246地区）対象農地面積15,277ha、営農活動は、共同活動実施地区のうち、7市町（9地区）224haで実施されました。

## (3) 湖沼・沿岸域の保全と活用

### ア 湖沼の水環境の保全

「湖沼水質保全特別措置法」では、水質汚濁の著しい湖沼を指定し「湖沼水質保全計画」を策定の上、下水道の整備等の各種事業、生活系や産業系の排水に対する規制等の施策を総合的・計画的に推進するとされており、本県では印旛沼（15市町村）、手賀沼（8市村）及び霞ヶ浦流域（1市）が指定区域となっています（P151「湖沼水質保全計画」参照）。

### イ 沿岸域の保全と活用

#### (ア) 沿岸域の保全

千葉県は三方を海に囲まれており、東京湾（内湾及び内房海域）及び太平洋側の九十九里・南房総海域とも豊かな水産漁場として重要であるほか、海水浴などのレクリエーションの場として、県民のみならず近隣都県民に広く利用されています。

沿岸域の保全に当たっては、「みんなで東京湾をきれいにする行動計画（総量削減推進計画）」など県民が主体的・積極的に汚濁を削減する取

組を進めています（P153「東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進」参照）。

#### (イ) 三番瀬の再生について

東京湾にはかつて136km<sup>2</sup>以上の干潟がありました。昭和30年代の高度経済成長期以降、その90%以上が埋め立てられ、千葉県内でも三番瀬、富津、盤洲にかろうじて残るだけとなっています。三番瀬は、東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約1,800haの干潟・浅海域です。昭和30年代から埋立てが計画され、昭和50年代半ばにかけてその一部が埋め立てられ、現在の海域の範囲となりました。

しかし、人々の考え方が開発と保全の構図から、自然との共生の実現を目指すものへと変化し、海岸や干潟、湿地は貴重な生態系であるという認識が高まり、地球規模での保全が求められるようになりました。

そのような時代の流れの中で、三番瀬は東京湾の奥に残された貴重な自然環境であり、県民にとってもかけがえのない財産であるとして、13年、県はそれまでの埋立計画を中止し、三番瀬の再生を目指す新たな計画を県民参加のもとに策定することとし、14年1月、県民、地元住民、漁業関係者、環境保護団体関係者、専門家等で構成される三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）を設置しました。

この会議では、日本ではほとんど例のない公共事業中止後の計画づくりについて、徹底した情報公開と住民参加により行う政策提言型の「千葉モデル方式」により2年間、計163回にわたり検討が行われ、16年1月に三番瀬再生計画案（円卓会議案）がとりまとめられ、知事に提出されました。

県では、円卓会議案をもとに、\*三番瀬再生会議からの答申、県議会での議論及びパブリックコメントを踏まえて、「千葉県三番瀬再生計画」を策定しました。

この計画は、三番瀬の再生の理念や目標を定めた「基本計画」と、具体的な再生事業を定め

た「事業計画」とで構成されています。

18年12月に策定した基本計画では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針、三番瀬の再生に向けて講ずべき施策及び三番瀬の再生の推進方法を定めています。

再生目標として、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然のふれあいの確保」の5項目を掲げ、具体的な取組を進めていくこととしています。

また、19年2月に策定した第1次事業計画は、基本計画に基づく三番瀬の再生に向けた第一歩となるもので、22年度までの5年間の計画期間としています。この間に取り組む事業として、さまざまな分野にわたる44の事業を位置づけています。(図表2-3-2)

県では、この第1次事業計画に基づいて、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元市等の多様な主体との連携・協働を図りながら、三番瀬の再生に取り組んでいます。

第4節	水・底質環境	海老川流域等の自然な水循環系の再生
		三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討
		合併処理浄化槽の普及
		産業排水対策
		流域県民に対する啓発
		江戸川左岸流域下水道事業
		総合治水対策特定河川事業 青潮関連情報発信事業
第5節	海と陸との連続性・護岸	市川市塩浜護岸改修事業
		護岸の安全確保の取組
		自然再生(湿地再生)事業
第6節	三番瀬を活かしたまちづくり	三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組
第7節	海や浜辺の利用	ルールづくりの取組
第8節	環境学習・教育	環境学習・教育事業
第9節	維持・管理	三番瀬人材バンク事業
		三番瀬パスポート制度(仮称)
		三番瀬の維持・管理活動の支援
		ビオトープネットワーク事業
		モニタリング方法、指標づくりの検討事業
		三番瀬自然環境合同調査実施事業 三番瀬自然環境データベース構築事業
第10節	再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進	三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定
		*ラムサール条約への登録促進
第11節	広報	インターネットなどによる情報発信
		広報拠点活用事業
		三番瀬フェスタ開催事業
		三番瀬再生活動への支援
		三番瀬再生クラブ(仮称)の設立
		三番瀬再生キッズ育成事業 三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討
第12節	東京湾の再生につながる広域的な取組	国、関係自治体等との連携による広域的な取組

図表 2-3-2 三番瀬再生計画(事業計画)の施策一覧

事業計画の節		再生事業
第1節	干潟・浅海域	干潟的環境(干出域等)形成の検討・試験
		淡水導入の検討・試験
第2節	生態系・鳥類	行徳湿地再整備事業
		三番瀬自然環境調査事業
		生物多様性の回復のための目標生物調査事業
第3節	漁業	豊かな漁場への改善方法の検討
		アオサ対策
		藻場の造成試験
		ノリ養殖管理技術の改善
		高水温耐性ノリ品種の改良
		アサリの資源生態に関する総合調査
		アサリ生産対策
		漁業者と消費者を結ぶ取組